

「江東区長期計画（後期）」の策定について

1 長期計画（後期）策定の考え方

令和 2 年度に策定した「江東区長期計画」は、令和 2 年度から 11 年度までの 10 か年を計画期間とし、このうち、令和 2 年度から令和 6 年度までを前期、令和 7 年度から令和 11 年度までを後期としている。

策定にあたっては、長期計画の性格、位置づけ、推進の視点および施策の方向性の内容は踏襲しつつも、長期計画（前期）策定時には想定し得なかった新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした社会経済の変化や、乳幼児人口の減少など、社会情勢や区民ニーズに対応するため、所要の見直しを行う。

2 計画策定の視点

以下の視点を踏まえ、江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来水彩都市・江東」の実現に向けて、長期計画（後期）を策定する。

① 社会・経済情勢の変化に対応した戦略的な計画

- 人口推計や本区を取り巻く現況と課題の分析を踏まえ、社会の潮流や区民ニーズの変化に対応した計画の見直し
- 現行計画の達成状況や成果等を検証し、その結果を踏まえ、効果的・効率的に取組が推進されるよう、必要な改善等を図る

② 行政マネジメントと連携した計画

- 施策の成果を測る成果指標について新設や見直しを実施

③ 区民とともにつくる計画

- 区民会議のほか、新たな取り組みとして「こども会議」を開催し、多様な世代・主体の参画を通じて、区民の意見・アイデアを反映
- 区民アンケート、パブリックコメントの実施など、積極的な意見収集

3 計画期間

令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間を計画期間とする。

4 策定体制

学識経験者等で構成している外部評価委員会で、専門的見地及び区民視点から意見・助言を聴取するとともに、適宜、長期計画推進委員会に諮り、検討していく。

5 区民等の参加

① 区民会議

ワークショップ型会議を開催し、区民から区のまちづくりや施策の方向性等について意見聴取し、計画に反映する。

② こども会議

令和5年4月に施行されるこども基本法において、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨の規定がされたことを受けて、適切にこどもの意見を聴取し、計画に反映する。

③ パブリックコメント

広く区民から意見を募集し、長期計画（後期）に反映する。

6 スケジュール（予定）

○ 令和5年度

基礎調査（人口推計、課題分析等）、区民会議・こども会議の開催

○ 令和6年度

策定作業、パブリックコメント等の実施